

令和4年4月25日

第22回村上市農業委員会会議録

第22回村上市農業委員会定例会を令和4年4月25日午後1時30分村上市神林支所3階大会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1番	阿部正一	2番	板垣栄一
3番	遠藤俊樹	4番	本間裕一
5番	佐藤健吉	6番	菅原隆雄
7番	佐藤昌夫	8番	遠山久夫
9番	本間サヨ子	10番	稲葉浩之
11番	斎藤博	12番	加藤孝平
13番	斎藤文夫	14番	石山章
15番	佐藤裕介	17番	大倉毅
18番	大野章	19番	村山美恵子
20番	富樫与志栄		

1. 欠席委員は次のとおりである。

16番 船山寛

1. 本定例会会議事件は次のとおりである。

報告第1号 農地法第4条第1項第9号の規定による農地転用について

報告第2号 農地法の適用を受けない事実確認願について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定について

その他

1. 本定例会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局 長	八藤後茂樹
事務局 次長	中村宣信
事務局 副参事	小田雄介
事務局 主査	田島雄樹

1. 午後1時30分 事務局長（八藤後茂樹君） それでは、定刻になりましたので、ただいまから第22回村上市農業委員会定例会を開会いたします。

初めに、本日の欠席委員を報告いたします。本日の欠席委員は1名です。議席番号16番、船山委

員から欠席の連絡をいただいております。よって、出席委員は19名であり、村上市農業委員会会議規則第6条により、本日の総会は成立いたします。

また、本日は転用の現地確認報告の関係で農地利用最適化推進委員、推進委員番号5番、中村淳委員、推進委員番号18番、本間賢二委員の2名の方にも出席いただいておりますので、併せてご報告いたします。

それでは、初めに会長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（石山 章君） 挨拶（略）

○事務局長（八藤後茂樹君） ありがとうございます。

議事録署名委員選出以降の議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、石山会長よりお願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは、最初に議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。

議長である私にご一任いただければ幸いです、いかがでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、第22回村上市農業委員会定例総会議事録署名委員には議席番号7番、佐藤委員、議席番号8番、遠山委員のお二方をお願いいたします。

（両委員了承）

○議長（石山 章君） 日程4の報告。報告第1号 農地法第4条第1項第9号の規定による農地転用について、事務局より報告してください。

○事務局次長（中村宣信君） 報告第1号 農地法第4条第1項第9号の規定による農地転用について報告いたします。

1ページ御覧いただきたいと思います。番号1、申請人、\_\_\_\_\_、土地につきましては1筆、台帳面積981平米、うち転用面積29.81平米、転用目的といたしましては、農業用施設用地（農機具物置）でございます。備考としましては、申請者は家族とともに11ヘクタールの農業を営んでおります。今回の申請は、農機具物置の建設を計画したものです。農機具物置1棟、建築面積29.81平米となっております。

続きまして、場所について説明いたします。次のページ、2ページ御覧いただきたいと思います。図面中央から左手のほうに中原集落がございます。図面中央、上から下のほうに走っているのが県道高根村上線、その県道高根村上線から右方向に図面中央より上のほうに県道薦川中原線が通っております。この中原線の右、図面右のほうに見ていただきますと、図面右側中段のところ今回の申請地でございます太線で囲まれた場所が今回の申請場所となっております。

報告は以上でございます。

○議長（石山 章君） 今ほどの報告について、ご質問等ありましたら伺いますが、よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○議長(石山 章君) それでは、次に報告第2号 農地法の適用を受けない事実確認願について、報告してください。

○事務局次長(中村宣信君) 報告第2号 農地法の適用を受けない事実確認願について報告いたします。

3ページ御覧いただきたいと思います。番号1、申請人、\_\_\_\_\_、土地につきましては1筆、383平米。申請事由としましては、申請地は約30年前から耕作しておらず、現在は原野化しております。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

続きまして、場所の説明をさせていただきます。次のページ、4ページを御覧いただきたいと思います。図面中央よりやや上段のところに荒島集落がございます。集落の下方のほうに旧荒島保育園がございます。図面中央よりやや下段、左から右に通っているのが国道113号、その113号を左手、図面左手下段のほうに太線で囲まれているところが今回の申請場所となっております。

報告は以上でございます。

○議長(石山 章君) 今ほどの説明のあった関係についてご質問等ありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○議長(石山 章君) それでは、報告については以上といたします。

日程5の議題。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局副参事(小田雄介君) それでは、5ページ御覧ください。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。

今月は、使用貸借が1件、交換の案件が2件、贈与が5件、売買が2件で、合わせまして10件でございます。

それでは、使用貸借の案件からでございます。番号1番、貸人、\_\_\_\_\_、借人\_\_\_\_\_、田44筆、畑5筆、合わせまして49筆、地積30,431平米、こちら農業者年金受給のための再設定の案件でございます。

続きまして、2番、3番につきましては交換の案件でございます。番号2番、譲渡人、\_\_\_\_\_、譲受人、\_\_\_\_\_、地目、畑1筆、地積1,115平米、契約の種別で所有権の移転(交換)でございます。

続きまして、番号3番がその交換する農地でございます。譲渡人、\_\_\_\_\_、譲受人、\_\_\_\_\_、地目、畑1筆、地積1,115平米、契約の種別、所有権の移転(交換)でございます。

続きまして、番号4番から贈与の案件になります。番号4番、譲渡人、\_\_\_\_\_、譲受人、\_\_\_\_\_、地目、田1筆、地積898平米、契約の種別、所有権の移転(贈与)でございます。

めくっていただきまして、6ページ御覧ください。番号5番、譲渡人、\_\_\_\_、譲受人、\_\_\_\_、地目、田1筆、地積1,262平米、契約の種別、所有権の移転（贈与）でございます。

続きまして、番号6番、譲渡人、\_\_\_\_、譲受人、\_\_\_\_、地目、田2筆、地積2,853平米、契約の種別、所有権の移転（贈与）でございます。

続きまして、番号7番、譲渡人、\_\_\_\_、譲受人、\_\_\_\_、地目、田1筆、地積116平米、契約の種別、所有権の移転（贈与）でございます。

続きまして、番号8番、譲渡人、\_\_\_\_外1名、譲受人、\_\_\_\_、地目、畑2筆、81平米、契約の種別、所有権の移転（贈与）でございます。こちらは、\_\_\_\_さんの持分2分の1を\_\_\_\_さんのほうへ贈与するものでございます。

続きまして、7ページ御覧ください。番号9番、こちらから売買の案件になります。譲渡人、\_\_\_\_、譲受人、\_\_\_\_、地目、田2筆、3,135平米、契約の種別、売買、対価は\_\_\_\_円、10アール当たり\_\_\_\_円でございます。

最後に、番号10番、譲渡人、\_\_\_\_、譲受人、\_\_\_\_、地目、畑1筆、403平米、契約の種別、売買、対価\_\_\_\_円、10アール当たり\_\_\_\_円でございます。こちら今年の2月に別段面積を設定した箇所となります。

めくっていただきまして、場所の説明をいたします。8ページ御覧ください。こちら荒川地区の大津地内でございます。ページ左側に金屋小学校がございます。県道坂町停車場金屋線を右側に走りますと荒川支所方面でございます。ページ中央下側2筆太く囲ってございます。こちらが議案第1号、番号2番及び3番の交換をする農地の位置図でございます。

続きまして、9ページ御覧ください。ページの上側が朝日地区の古渡路集落でございます。下側が村上地区の四日市集落でございます。ページ中央、やや下側、四日市地内に太く囲った箇所がございます。こちらが議案第1号、番号4番の位置図でございます。

めくっていただきまして、10ページ御覧ください。ページ左上側に福田集落がございます。高速道路を挟みまして右側でございますのが牛屋の集落でございます。牛屋集落の南側になります。太く囲った場所がございます。こちらが議案第1号、番号5番の位置図でございます。

続きまして、11ページ御覧ください。ページ中央、上側でございますのが大池でございます。国道345号を挟みまして北新保集落、ページ右下側が南田中の集落でございます。両集落間に太く囲った2筆ございます。こちらが議案第1号、番号6番の位置図でございます。

まためくっていただきまして、今度12ページ御覧ください。こちら朝日地区の笹平地内の瑞雲集落でございます。ページ中央下側にあるのがデイサービス長津、旧長津小学校でございます。そのやや左上側、細長く囲った場所がございます。こちらが議案第1号、番号7番の位置図でございます。

続きまして、右側、13ページを御覧ください。こちら朝日地区、道の駅まほろば付近でございます。

す。道の駅の右側に1筆と右下側にもう1筆太く囲まさせていただきます。こちらが議案第1号、番号8番の位置図でございます。

またページをおめくりいただきまして、14ページ御覧ください。ページの左側に国道7号が走っておりまして、檜原集落がこの辺でございます。ページの右側へ向かいますと黒田集落方面でございます。檜原集落と高根川の間になります。ページ中央、上側に1筆と下側に1筆、太く囲った箇所が、こちら議案第1号、番号9番の位置図でございます。

最後に、15ページ御覧ください。こちら左側へ向かいますと府屋方面、日本海側でございます。大川を渡りまして、山北中学校の右側、堀ノ内集落でございます。集落の右上側に太く囲った場所がございます。こちら議案第1号、番号10番の位置図でございます。以上で場所の説明を終わります。

説明しました10件につきまして、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（石山 章君） 今ほど説明のあった案件について質疑に入ります。

1番、阿部委員。

○1番（阿部正一君） 1番、阿部。ちょっと贈与の関係なんですけども、4番から8番まで、この譲渡人と受人の贈与の関係、どうなのか全然説明がなかったんですけども、その辺お聞かせ願いたいんですが。

○事務局副参事（小田雄介君） 大変申し訳ございませんでした。

それでは、番号4番の贈与の案件からご説明申し上げます。番号4番、こちら\_\_\_\_さんと\_\_\_\_さんの贈与の関係なんですけども、\_\_\_\_さんが以前\_\_\_\_のほうへお嫁に行っておりまして、そのときに相続をされた農地でございます。今回登記のほうが整理がつかまして、もともと住んでいました\_\_\_\_のほうに贈与を行うというようなものでございます。

続きまして、5番の案件ですけれども、こちら譲受人の方が譲渡人のめいに当たる方でございます。譲渡人の方が市内に住んでおらず、東京のほうに住んでいるということで、地元の姪のほうに贈与を行いたいというものでございます。

番号6番の関係ですけれども、譲渡人の\_\_\_\_さんですが、ちょっと体調が悪いということで、現在耕作をされている譲受人の方へ贈与をしたいというものでございます。

番号7番でございますが、こちら以前譲受人と譲渡人の中で農地の売買を行ったそうなんですけども、そのときに農地法の許可を得ておらず、今になって3条申請を行って贈与を行うというものでございます。

番号8番については、こちら\_\_\_\_さんと\_\_\_\_さんはご兄弟でございます。兄弟間で持分を整理するというので贈与を行うものでございます。

以上でございます。

- 1番（阿部正一君） それで、4番、どういう関係なんですか。
- 事務局副参事（小田雄介君） 4番の関係ですけれども、\_\_\_\_さんが\_\_\_\_\_の\_\_\_\_さんのお宅のほうへお嫁に行っていたというような形です。
- 1番（阿部正一君） 譲受人のところへ……
- 事務局副参事（小田雄介君） そうです。
- 1番（阿部正一君） ちゃんとそれ言わないと。
- 事務局副参事（小田雄介君） すみません。譲受人の\_\_\_\_さんのお宅のほうへ以前婚姻関係があったものでございます。そのときに相続されたものでございます。
- 1番（阿部正一君） 遺言か何かで相続したのか。
- 事務局副参事（小田雄介君） 奥さんということで。
- 事務局長（八藤後茂樹君） 嫁いで、そこで相続したけど、そこを……
- 事務局副参事（小田雄介君） 別れて、そのまま。
- 事務局長（八藤後茂樹君） 実家に帰られた。
- 事務局副参事（小田雄介君） はい。
- 議長（石山 章君） 阿部委員、よろしいですか。
- 1番（阿部正一君） はい。
- 議長（石山 章君） ほかないでしょうか。
- （発言する者なし）
- 議長（石山 章君） 特にないようでありますので、議案第1号を許可することに決定してもよろしいでしょうか。
- （異議なしの声多数）
- 議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。
- 事務局、説明してください。
- 事務局次長（中村宣信君） 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。
- 16ページ御覧いただきたいと思います。今月は11件ございますが、番号3から11までが同一箇所となっております。
- まず初め、16ページ、番号1、譲渡人、\_\_\_\_\_、譲受人、\_\_\_\_\_の \_\_\_\_\_、代表取締役、\_\_\_\_\_、土地につきましては1筆、1,022平米、転用目的は共同住宅建築敷地でございます。契約は売買、対価\_\_\_\_\_円、10アール当たり\_\_\_\_\_円となっております。農地区分は第3種農地。備考としましては、申請者は申請地を共同住宅建築敷地として

使用したく、転用申請するものです。なお、申請地は用途地域（準工業地域）に位置し、住宅が建ち並ぶ市街化の傾向が著しい区域にある農地です。2階建て1棟、建築面積139.50、1LDKの8部屋となっております。駐車場20台でございます。

続きまして、番号2、譲渡人、\_\_\_\_、譲受人、\_\_\_\_、代表取締役、\_\_\_\_、土地につきましては3筆、2,454平米、転用目的は資材置場、駐車場及び倉庫敷地でございます。契約につきましては売買、対価\_\_\_\_円、10アール当たり\_\_\_\_円となっております。農地区分は第1種農地。備考としましては、申請者は自らが代表を務める会社の利便性や防犯上から申請地を資材置場等として使用するために転用申請するものです。なお、申請地の周辺は住宅が連たんしており、地域に居住するものが、集落に接続して設置するものです。資材置場は1,116平米、駐車場14台、倉庫1棟、建築面積が83.17平米となっております。

続きまして、17ページ御覧いただきたいと思います。番号3、貸人、\_\_\_\_、借人、\_\_\_\_、代表取締役、\_\_\_\_、土地につきましては1筆、621平米、転用目的は山土採取の運搬道路敷地となっております。契約は賃貸借、10アール当たり\_\_\_\_円、1年当たり\_\_\_\_円となっております。農地区分は第1種農地。備考としましては、一時転用、利用期間は許可の日から5年間。全体面積6,276平米、関係者9名となっております。

4番以降でございますけれども、借人と転用目的以降が同じでございますので、そちらのほうは省略させて説明させていただきたいと思います。番号4、\_\_\_\_、土地につきましては1筆、492平米。

続きまして、5番、貸人、\_\_\_\_、土地につきましては1筆、740平米となっております。

18ページ御覧いただきたいと思います。番号6、貸人、\_\_\_\_、土地につきましては1筆、532平米。

7番、\_\_\_\_、土地1筆、1,150平米。

番号8、貸人、\_\_\_\_、土地1筆、376平米。

続きまして、右手、19ページ御覧いただきたいと思います。番号9、貸人、\_\_\_\_、土地につきましては2筆、898平米。

番号10、貸人、\_\_\_\_、土地につきましては1筆、568平米となっております。

最後、11番、\_\_\_\_、土地につきましては1筆、899平米となっております。

続きまして、場所の説明をいたします。20ページ御覧いただきたいと思います。番号1の案件でございます。図面中央、やや左手、上から下にJR羽越本線が走っております。図面中央下段に村上特別支援学校、その前の道路は県道岩船港線となっております。図面右下、この岩船港線ですけれど、下のほうに行きますと村上瀬波温泉インターチェンジがございます。この岩船港線沿いに太線で囲まれているところが今回の申請地となっております。

続きまして、右側、21ページ御覧いただきたいと思います。番号2の案件でございます。図面左

手、上から左下のほうに通っているのが日本海沿岸東北自動車道でございます。図面反対側、右側のほうに、右から下のほうに通っているのが国道7号、その高速と7号を結ぶ下段のところに右から左に流れているのが助瀨川となっております。その助瀨川の上、ちょうど中央の辺りでございますけれど、太線で囲まれている3筆が番号2の申請地となっております。

続きまして、22ページ御覧いただきたいと思います。番号3から11の案件でございます。図面中央下段のところに猿沢集落でございます。その脇、上から下、中央、約右上から下のほうに通っているのが国道7号、右下に行くとき黒い建物ございますけど、こちら杏園となっております。この7号線、図面中央よりやや右上のところに太線で囲まれています10筆が今回の申請地でございます。

説明は以上でございます。

○議長（石山 章君） それでは、転用に係る現地調査をしていただいておりますので、議案番号1番について報告をお願いいたします。

推進委員5番、中村委員、報告願います。

○推進委員5番（中村 敦君） 山居町地内の5条申請の現地調査について報告いたします。

調査日時は、4月7日木曜日午前9時から現地にて行いました。メンバーとしましては、農業委員4名、推進委員3名、事務局からは中村次長、あと\_\_\_\_\_の\_\_\_\_さん立会いの下、調査を行いました。現場なんですけども、アパートに囲まれた残された農地という感じで、実際何も作付がされていない状態でした。数年前に隣のアパートの資材置場、建築するときの資材置場として一時転用されたんですけども、その状態のまま現在に至ります。隣接する農地のない第3種農地でもありますし、汚水排水計画の公共下水を利用するので問題ないと思われ、メンバー全員で許可すべきと判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

○議長（石山 章君） 続いて、議案番号2番について報告を願います。

8番、遠山委員。

○8番（遠山久夫君） 8番、遠山です。2番の関係についてご報告いたします。

この案件については、昨年11月別件の現地確認の折に相談案件として農業委員、推進委員ともに現地を事前確認しております。その際、許可に値するものであろうとのことから、今回の現地確認は私、地区担当者として今年19日火曜日現地を見てまいりましたので、ご報告をいたします。

\_\_\_\_\_さんは、地図上の道路を挟んだ向かいの会社で、議案書にも書いてありますように、利便性と防犯上から親戚である譲渡人の\_\_\_\_\_さんからこの圃場を譲り受け、このたびの転用申請となったものです。当該農地は、第1種農地ではありますが、道路と農道に挟まれている農地で、片方は宅地化となっております。隣接する農地の所有者には同意をいただき、周辺農地に被害を及ぼさないよう十分注意をするということでもあります。また、生活雑排水は村上市公共下水道に排水し、雨水については前面の排水路を利用するそうです。

よって、事前確認と同様に許可することには問題ないものと思いますが、皆様方のご審議をよろ



しくお願いいたします。

○議長（石山 章君） 次に、議案番号3番から11番について報告を願います。

推進委員18番、本間委員。

○推進委員18番（本間賢二君） 朝日地域農地転用等現地調査報告についてお話しさせていただきます。朝日地域では、4月11日に農地法第5条申請のありました案件について現地調査を行いましたので、報告いたします。

当日は午前9時に朝日支所会議室において農業委員6名、最適化推進委員4名、事務局からは中村次長、朝日支所産業建設課産業観光室担当の菅井主査が出席し、事務局より申請内容について説明を受けました。その後、荒川地内の現場に移動し、申請者である\_\_\_\_\_立会いの下、申請内容について確認を行いました。このたびの転用申請は、山土採取場からの土砂を搬出するために一時転用している場所であり、平成19年度から5年に1回更新の申請をしている案件になります。申請箇所についても舗装がされており、現在も使用している状況となっており、道路以外の農地については年3回以上草刈りを実施していることもあり、現在も適切に管理されておりました。今までで周辺地域の農家等からの苦情もないことから、今後も適正に進められていくものと判断し、朝日地域としては委員全員で許可するべきものとの意見になりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは、議案第2号について質疑に入ります。ご質問等ありましたら。  
(発言する者なし)

○議長（石山 章君） 特にないようでありますので、議案第2号を許可することに決定してもご異議ございませんか。  
(異議なしの声多数)

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

推進委員5番の中村委員、所要のため退席をいたします。

(推進委員5番 中村 敦君退席)

○議長（石山 章君） それでは、次に議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局副参事（小田雄介君） それでは、23ページ御覧ください。議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定についてご説明いたします。

今月は、使用貸借が4件、賃貸借権の設定が56件、売買が1件、その後中間管理機構の案件が151件、合わせまして212件でございます。

それでは、使用貸借の案件からでございます。番号1番、貸人、\_\_\_\_\_相続人代表者、

外1名、借人、\_\_\_\_、代表取締役、\_\_\_\_、地目、田6筆、面積4,632平米、期間5年間、再設定、改良区費は貸人の負担でございます。以降、番号4番までが使用貸借の案件でございます。

続きまして、めくっていただきまして、24ページ御覧ください。番号5番から賃貸借権の設定案件でございます。番号5番、貸人、\_\_\_\_、借人、\_\_\_\_、地目、田1筆、304平米、期間は2年間、賃借料、10アール当たり\_\_\_\_円、改良区費、借人負担、新規の設定となります。以降、37ページの番号60番までが賃貸借権の設定の案件となります。

それでは、38ページ御覧ください。番号61番になります。売買の案件でございます。番号61番、譲渡人、\_\_\_\_、譲受人、\_\_\_\_、地目、田1筆、面積313平米、契約の種別、売買、対価は\_\_\_\_円、10アール当たり\_\_\_\_円でございます。

場所の説明をいたします。お隣の39ページ御覧ください。ページ中央右側を国道290号が走っておりまして、有明方面から桃川集落へと走っております。右下側に見えますのが桃川の集落でございます。左側へ向かいますと飯岡集落方面となります。その途中になりますけれども、細く太く囲った場所がございます。こちらが議案第3号、番号61番の売買案件の箇所となります。

位置図の説明は以上でございます。

○事務局主査（田島雄樹君） 続きまして、40ページを御覧ください。農地中間管理事業による利用権の設定となります。今回は、使用貸借が30件、賃貸借が121件、合計151件となっております。

それでは、番号62番、貸人、\_\_\_\_、借人、\_\_\_\_、\_\_\_\_、\_\_\_\_、地目、田、地積計4筆、1,791平米、利用権等の種別が使用貸借による権利の設定、期間が20年間、新規の農地中間管理事業となりまして、改良区費は貸人負担です。

ページ進みまして、50ページを御覧いただきたいと思います。50ページの番号91番までが農地中間管理事業による使用貸借の案件となっております。

続きまして、51ページの番号92番でございます。

貸人、\_\_\_\_、借人、\_\_\_\_、\_\_\_\_、\_\_\_\_、地目、田、地積計3筆、1,871平米、利用権等の種別が賃借権の設定、期間が20年間、借賃は10アール当たり\_\_\_\_円、新規の農地中間管理事業となりまして、改良区費は貸人負担となっております。

ここからページ進みまして、91ページ、最後のページになります。番号212番までが農地中間管理事業による賃借権の案件となっております。

以上、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

○議長（石山 章君） それでは、最初に議案番号1番につき審議をいたしますので、議席番号 番、委員、議事に参与できませんので退席をお願いします。

（\_\_番\_\_\_\_君退席）

- 議長（石山 章君） それでは、議案番号1番につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。  
（発言する者なし）
- 議長（石山 章君） ないようでありますので、承認することに決定してもご異議ございませんか。  
（異議なしの声多数）
- 議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案番号1番承認することに決定いたしました。  
（\_\_番\_\_\_\_\_君着席）
- 議長（石山 章君） 委員、議案番号1番、承認することに決定いたしました。  
次に、議案番号32番につき審議をいたします。議席番号\_\_番、\_\_\_\_委員、議事に参与できません  
ので、退席を願います。  
（\_\_番\_\_\_\_\_君退席）
- 議長（石山 章君） 32番につき質疑に入ります。  
（発言する者なし）
- 議長（石山 章君） 特にないようでありますので、議案番号32番、承認することに決定してもご  
異議ございませんか。  
（異議なしの声多数）
- 議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案番号32番、承認することに決定いたしました。  
（\_\_\_\_番\_\_\_\_\_君着席）
- 議長（石山 章君） 委員、議案番号32番は承認することに決定いたしました。  
次に、議案番号62番から212番まで、\_\_\_\_である\_\_、議事に参与できませんので、\_\_\_\_を職務代理  
者に交代し、審議をお願いいたします。  
（\_\_\_\_番\_\_\_\_\_君退席）
- 会長職務代理者（板垣栄一君） それでは、議案番号62番から最後のページの212番までを議題とい  
たします。ご質問ありませんか。  
（発言する者なし）
- 会長職務代理者（板垣栄一君） ないようでありますので、承認することに決定してよろしいでし  
ょうか。  
（異議なしの声多数）
- 会長職務代理者（板垣栄一君） それでは、62番から212番まで承認することに決定をいたします。  
（\_\_\_\_番\_\_\_\_\_君着席）
- 会長職務代理者（板垣栄一君） \_\_\_\_\_、62番から212番まで承認することに決定をいたしました。
- 議長（石山 章君） それでは、今まで承認をいただいた番号1番、32番、62番から212番を除き質  
疑に入ります。  
（発言する者なし）

○議長（石山 章君） 議案第3号につき承認することにご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定については承認することに決定いたしました。

その他について議案として皆様方から。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議題については以上とし、2時25分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時15分～午後2時30分

・協議、連絡事項ほか

時に午後3時00分であった。

以上の議事の概要を記し、その内容に相違ないことを認めここに署名する。

令和4年4月25日

村上市農業委員会

会 長

同議事録署名委員

委 員

委 員